

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年4月28日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 池田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 777イナ森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

現在個人の持株割合が3%未満の場合のみ適用されている配当所得の課税の特例の取り扱いについて、令和5年10月1日以後に配当の支払を受けた場合には、法人税法上の同族会社を通じて保有する持株数と自身の持株数を合算して持株割合3%以上となる大口株主については、「上場株式等に係る配当所得等の課税の特例」の対象外となります。

1. 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例とは、課税方式を①総合課税、②申告分離課税、③申告不要からいずれかを選択できる制度であり、持株割合が3%未満であれば適用することができ、高額所得者であっても②申告分離課税③申告不要を選択することができる有利な制度です。

2. 大口株主等の総合課税対象範囲の問題点

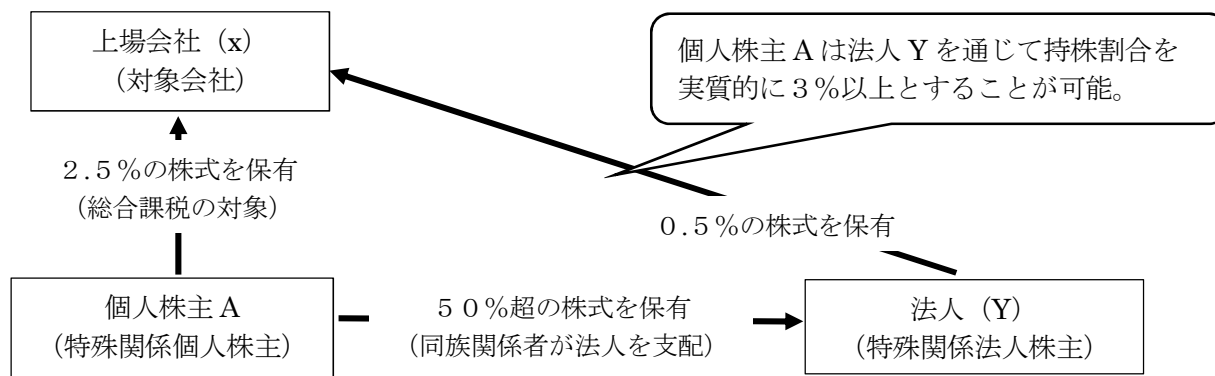
大口株主等が保有する株式は、会社の経営に参画する持分としての事業参加的な性格が強く、その支払を受ける上場株式等の配当等は、金融所得として分離課税とすることは必ずしも適当でないとされ、総合課税の対象とされています。上場株式等に係る配当所得の分離課税の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、平成23年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等から、支払いを受ける者が保有する株式等の発行済み株式等の総数に占める持株割合が、5%から3%に引き下げられました。この改正に合わせて、大口株主が個人として保有する株式を同族法人に譲渡して、同族法人を通じて大口株主として経営に参画しているにもかかわらず、個人としては3%未満の株主として受取配当等について申告不要配当特例等の適用を受けているケースがあり、令和2年度の会計検査院報告において、これが問題であると指摘されました。

3. 大口株主等の要件の見直し

上記2の問題を解決するために、持株割合を個人株主と同族会社である法人株主との合計で判定し、総合課税の対象とする次のような税制改正が行われ、令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用されます。

内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等（以下「対象者」という）、及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に、配当等の支払に係る基準日において、同族会社に該当する法人と合算して、発行済株式等の総数等に占める割合（以下「株式等保有割合」という）が3%以上に相当する株式等を保有する場合には、その対象者が支払を受ける配当等について総合課税の対象となります。

【持株割合が実質的に3%以上となる特殊関係個人株主の一事例】



(注) 特殊関係個人株主とは、上場会社の個人株主が、上場会社の法人株主を支配している場合の個人株主をいう。

4. 合算対象に同族関係者個人分は含まれない

同特例の持株割合3%未満を判定する場合の合算対象は、「その者を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第2条10号に規定する同族会社に該当することとなる法人」と規定されており、同族会社の所有株式は合算しますが、同じ同族株主グループにいる同族株主が個人で保有するものは含めずに判定します。

5. 配当等に関する報告書の義務化

上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が1%以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払が確定した日から1カ月以内に、その内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。よって、税務署は3%以上保有しているかどうかを目を光らせるようです。

現在同族会社と合わせて3%以上となってしまう、何か良い方法がないかお考えの方は是非弊社までご相談下さい。